

多言語観光パンフレット作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

多言語観光パンフレット作成業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

2018年、日本全体の訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）の数は3,000万人を超えるなか、米子市においては、交通の結節点や宿泊の拠点として利便性の高さ等を強調しながら、多くの旅行者の「おもてなし」に取り組んでいる。

今回、作成するパンフレットはインバウンド誘致の強化を念頭に置き、交通アクセスの利便性を活用したモデルコースの提示等ナビゲートを高め、観光消費を促進する多言語の着地型パンフレットとして作成する。また、他の観光地との差別化を図り、米子市の独自の魅力の掘り下げによる発信を含めた内容とする。

(3) 業務期間及び内容等

別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 予算額（上限額）

4,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方法

プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格要件

(1) 本プロポーザル企画に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有し、米子市観光協会会員であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、

失格とする。

3 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

米子市観光協会

住所 〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 市役所第2庁舎3階

電話 0859-37-2311 FAX 0859-37-2377

電子メール yonagokankou-3@tenor.ocn.ne.jp

4 参加希望書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加希望書（様式第1号）

イ 参加資格に関する申立書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和元年6月25日（火）午後5時まで

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。

(4) 提出部数 1部

(5) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和元年6月25日（火）午後5時

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書（様式第3号）を電子メールの送信により送付すること。
この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

令和元年6月28日（金）に参加希望書を提出した者全員に対し、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和元年7月11日（木）午後5時

※ 受付時間は、日曜日及び土曜日、祝日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法 3の事務担当に持参もしくは郵便、又は信書便にて提出すること。なお、提出期限までに到達すること。

(3) 提出書類

- ア パンフレット企画提案書（A 4版）
（企画コンセプト、構成・デザイン案、ページ割り、仕様、業務実施体制、実施スケジュールは必ず記載すること）
 - イ 表紙デザイン案
 - ウ 使用用紙見本
 - エ 見積書及び見積明細書（企画提案書とは別に綴じること。）
- (4) 提出部数 10部

6 審査方法及び評価基準

(1) 本プロポーザルにおける審査

- ア 本プロポーザルにおける審査は書面審査によるものとし、米子市観光協会専務理事、米子市経済部文化観光局観光課長、シティプロモーション推進室の職員、米子商工会議所の職員、（公財）とっとりコンベンションビューロー職員、米子市観光協会の職員で行う。
- イ 企画提案書の内容について、企画提案選定評価基準に基づき審査し、本業務の受託者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付する。
- ウ 企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。
- エ 選定結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案者に対し、文書及び電子メールにより通知する。また、選定結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。
なお、選定結果を米子市観光協会ホームページに掲載する。

(2) 審査項目

- ア パンフレット作成のコンセプト（基本理念）
- イ パンフレットの構成・デザイン
- ウ 米子市への誘客効果
- エ 独自提案及び独創的な工夫
- オ 見積金額の妥当性

(3) 企画提案書の取扱い

- ア 著作権は、企画提案者に帰属する。
- イ 本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲について、企画提案書の複写をすることがある。

7 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

- (3) 2 (1) イに掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の手段により、選考委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めたとき。

8 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、6 (1) イによる順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉にあたっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類のために委託者から受領した資料等は、委託者の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

10 スケジュール

参加希望書等提出期間	令和元年6月18日から6月25日まで
質問書提出期間	令和元年6月18日から6月25日まで
質問書回答	令和元年6月18日から6月28日まで
企画提案書の提出期限	令和元年7月11日
企画提案書の審査	令和元年7月15日～17日
結果通知	令和元年7月19日